慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	ホッブズにおける自然法遵守の義務
Sub Title	On the obligation to obey the law of nature in Hobbes
Author	郷家, 綾(Gōke, Aya)
Publisher	慶應義塾大学倫理学研究会
Publication year	2019
Jtitle	エティカ (Ethica). Vol.12, (2019.) ,p.1- 24
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AA12362999-20190000-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

ホッブズにおける自然法遵守の義務

郷 家　綾

はじめに

ホッブズの理論において、人々はなぜ自然法を遵守するのか。この問いは二つの観点から発せられうる。第一は、自然法遵守の動機づけの観点である。この第一の観点から問われた場合、上記の問いは自然法論に基礎づけられたホッブズの政治理論が実行可能かを検討する上で鍵となる。第二は、自然法遵守の義務の根拠の観点である。この第二の観点から問われた場合は、上記の問いはホッブズの自然法論における道徳性の有無を問うものである。本稿は、この二つ目の観点に着目する。

しかし、第二の観点から自然法の遵守について考察することに対して、ホッブズは自然法遵守の義務の根拠について述べていないのではないか、という批判が予想される。ホッブズは、理性の指示こそが自然法であると述べているのだから（L ch.15 / pp.242-243）、人々は自己保存という目的を起点にした理性推論の帰結に従っているにすぎないということになる。このことから、ホッブズは自然法を遵守する行為に関して、動機づけ理由についてのみ論じていると解釈されるのが一般的である[1]。

しかし、このような解釈は、ホッブズの自然法論を心理学的利己主義として位置づけるものであるといえる。この解釈は、なぜホッブズが自然

1　例えば、Strauss (1953)、Watkins (1973)、藤原 (2008) らは、ホッブズの自然法論を一貫して動機づけの観点のみによって解釈しているといえる。

法を道徳についての法や義務（obligation）とみなすのか、その理由をホッブズのテキストに基づいて十分に根拠づけることができない。

そこで、本稿の第一節では、ホッブズにおいて自然法遵守の義務の根拠が存在すると主張するウォーレンダーの解釈を確認する。次に、第二節では、ウォーレンダーの解釈を敷衍した上で、これに対する批判として位置づけられうる、シュナイウィンドの解釈を紹介する。そして、第三節では、シュナイウィンドの解釈を批判的に検討しつつ、自然法遵守の義務の根拠としての神を認める要件を提示することで、ウォーレンダーの解釈を補強する。

1　自然法遵守の義務に関するウォーレンダーの解釈

本節では、第一に、自然法が神の法であることを自然法遵守の義務の源泉とみなす、ウォーレンダーの解釈を概観する。第二に、ウォーレンダーの自然法遵守の義務の解釈において、有神論者にとっては自然法遵守が義務として根拠づけられ、動機づけられる要因が存在することを確認する。

1.1　自然法遵守の道徳的義務

すでに述べたように、ホッブズの自然法は道徳法と称されるものでありながらも、その規範性については疑問視されてきた。この自然法の規範性を重視するものとして、ウォーレンダーの解釈が挙げられる。ウォーレンダーは、以下のように規定される自然法を遵守することが、神によって義務づけられた道徳的義務だとみなす解釈を唱える。

> 自然の法（自然法）とは、理性によって発見された教え、すなわち一般法則であり、それによって人は、彼の生命に破壊的なこと、もしくは同じものを維持する手段を除去することを行うこと、また、それに

> よって彼の生命が最も維持されうると彼が考えることを控えることを禁じられる。（L ch.14 / pp.198-199）

この規定に従えば、自然法の指示する行為は、人々の自己保存を促すものとなる。ウォーレンダーは、この自然法を遵守することが、神によって義務づけられた道徳的義務であることを次の引用から見出す。

> これらの理性の指示〔自然法〕を、人々は法という名で呼ぶのが常であるが、適切ではない。というのも、それらは彼ら自身の保存と防衛に導くものに関する結論か定理にすぎず、一方、法は、適切には、権利によって他の人々に対する支配力を持つ者の言葉だからである。しかし、なお、もし我々が同じ定理を、権利によってすべてのものを支配する神の言葉において述べられたものとして考えるならば、それらは適切に法と呼ばれる。（L ch.15 / pp.242-243）

この引用の前半では、自然法の指示は、人々が自己保存への欲望に基づいて理性推論によって導かれた結果であると述べられている。一方、引用の後半では、この自然法が神の言葉において述べられたものならば、法と称されると述べている。ウォーレンダーは、この引用の後半から、自然法の遵守が神によって義務づけられた道徳的義務であることを指摘する（Warrender 1957, p.98）。

そして、ウォーレンダーは、この道徳的義務がホッブズにおける主要な義務であると主張する。

> 自然的義務には二種類ある。一つは、天地やあらゆる被造物が森羅万象の共通の法則に従うときのように、自由が物理的障害によって取り除かれる場合である。もう一つは、自由が希望や恐怖によって取り除かれる場合である。それは、弱い人間が、抵抗する希望のない強い人

> 間に従わないことがありえないような場合である。神の自然的王国において、我々が抱く神への服従義務になるのはこの第二の義務であり、すなわち（神の力に直面していだく）恐怖や、自身の弱さの自覚である。（DC 15.7 / pp.174-175）

ウォーレンダーは、ホッブズの理論には上記の二つの義務が見られ、それらのうち後者が重視されると主張する。ウォーレンダーは、第一の義務を物理法則のようなものとみなし、ホッブズの理論の中では大きな役割を果たさないと述べる一方、第二の義務を「神の力への恐怖に基づいて自然の王国で神に従う…道徳的義務」（Warrender 1957, p.8）とみなし、ホッブズにおける義務という用語で通常意味される内容であると主張する。これによって、ウォーレンダーは、ホッブズにおける政治的な義務を神に由来するこの道徳的義務に還元するのである。

1.2　神の全能性と信仰

以上のように、ウォーレンダーは自然法遵守を道徳的義務とみなし、この道徳的義務によってあらゆる義務を説明しようとする。本稿では、ウォーレンダーの解釈の前半の、自然法遵守が道徳的義務であるか否かを明らかにすることを中心的な課題とする。そこで、ウォーレンダーの解釈上の論拠が、「権利によってすべてのものを支配する神の言葉において述べられたものとして考えるならば、それら〔自然法〕は適切に法と呼ばれる」というホッブズ自身の記述に集約されていることに着目したい。

まず、引用前半の「権利によってすべてのものを支配する神の言葉」という箇所に着目すると、神が人々を支配する権利を有していると述べられている。これについては、以下の引用から、人々の支配についての神の権利を見出すことができる（cf. Warrender 1957, pp.280-281）。

「神の主権的権利は彼の全能性に由来する」
神がそれによって人々を治め、彼の法を破棄する人々を処罰する自然の権利は、神による人々の創造から、まるで神が彼の恩恵への感謝に、従順を要求しているかのように引き出されるべきではなく、彼の抵抗し得ない（*irresistible*）力から引き出されるべきである。（L ch.31 / pp.558-559）

以上から、神は自らの抵抗し得ない力、すなわち全能性から、人々を統治する権利を持つ。したがって、人々が自然法を破棄した場合、それを処罰する権利も神は持っている。さらに、ホッブズはこれを受けて、これらの主権の権利が、神が圧倒的な力を持つことから「自然的に結合する」（L ch.31 / pp.558-559）とも述べる。以上から、神の全能性が神による自然法遵守の義務づけの根拠となっているといえる。

次に、引用後半の「神の言葉において述べられたものとして考えるならば、それら〔自然法〕は適切に法と呼ばれる」という箇所に着目する。ここでは、自然法遵守が義務とみなされるのは、「自然法が神の言葉において述べられた」と考えられる場合に限られると条件づけられている。このことをウォーレンダーは、「それ〔自然法〕は神の命令として（もしくは、そのような見解が取られる場合には本質的に、神的サンクションによって支持されたものとして）のみ、法であり義務づける」（Warrender 1957, p.309）と指摘する。ここでウォーレンダーが言及する「神的サンクション」とは、この世での利害を凌駕する、最後の審判における神の究極的な褒賞と刑罰である。ウォーレンダーによれば、ホッブズにおいて自然法遵守が義務づけられるのは、人々が死後の救済を期待し、神が全能性によって人々に自然法の遵守を義務づけるということを信仰する場合に限られるのである。

以上のウォーレンダーの解釈は、ウォーレンダー自身が見出した、ホッブズの自然法論の義務の実行化の条件（the validating conditions of

obligation）と義務の根拠（the ground of obligation）の区別と符合する（Warrender 1957, pp.14-15）。ウォーレンダーによれば、義務の実行化の条件は義務への動機づけを説明するものであり、義務の根拠は、義務がいかに正当化されるかを表す。ウォーレンダーは、自然法遵守の義務の根拠は神の命令であるが、神が人々を義務づけるのは、人々がその義務を遂行するのに十分な動機（死後の救済への期待）を持ちうるという条件下に限られるとしている。それゆえ、自然法は、自然法を遵守するための自己保存の欲望やそのための理性推論とは異なり、神の意志を根拠とする法であるとみなされるのである。

ここで、本稿が着目するのは、ウォーレンダーが義務の動機づけと義務の根拠を区別して議論を進めていることである。死後の救済への期待は自己利益の追求という義務の動機づけに分類されることから、それをもたらす神の命令までもが、義務を動機づけるものとみなされる恐れがある。しかし、ウォーレンダーの区別に従えば、義務の動機づけと義務の根拠は異なるのであり、救済への期待を義務の根拠だとみなす必要はない（Warrender 1957, p.301）。したがって、自然法の遵守が義務であることは、義務の動機づけに還元されることはないのである。

2　自然法遵守の義務づけの方法と内実

前節では、ホッブズにおいては、自然法の遵守が神によって義務づけられるとするウォーレンダーの解釈を紹介し、ホッブズにおいて義務の正当化と義務の動機づけが区別されるという主張を確認した。しかし、以上のウォーレンダーの解釈のように、ホッブズの理論において義務の正当化と義務への動機づけの区別を維持することは可能であるだろうか。それを知るためには、自然法遵守の義務づけがどのようになされているかを明らかにすることが必要であるはずだ。そこで本節では、第一に、神による自然法遵守の義務づけの方法と内実を明らかにすることを通じて、ホッブズ

の理論における義務の根拠と動機づけの関係を考察する。第二に、それを踏まえて、ウォーレンダーと同様に、信仰者にとっての自然法遵守の義務の成立を認めつつも、最終的には義務の根拠を動機づけに還元する、シュナイウィンドの解釈を取り上げる。

2.1　神による良心の統治

まず、ウォーレンダーが指摘したように、自然法が法と呼ばれるのは、自然法を神の言葉として考察する場合に限られる（L ch.15 / pp.242-243）。ここで、神が自然法の遵守を人々に義務づけていると読み取れる、もう一つの箇所を取り上げる。

> ……各主権は、彼の国民の安全を獲得することにおいて、いかなる個別の人も彼自身の身体の安全を獲得することにおいて持ちうるのと同じ権利を持っている。そして、何をすべきか、そしてお互いに何を避けるべきかについて、市民的政府を持たない人々に命令するのと同じ法〔自然法〕が、同じことを国家、すなわち主権を有する君主や合議体の良心に命令する。ただ良心のうちを除き、自然的正義の法廷（Court of Naturall justice）はないのであり、そこでは人間ではなく神が統治する。そして、神の法（法のうちで全人類を義務づける（oblige）ようなもの）は、神について言うと、彼が自然の創造主（the Author of Nature）であるがゆえに、〔神の法は〕自然的である。さらに同じ神について言うと、彼が王たちの王であるがゆえに、〔神の法は〕法なのである。（L ch.30 / pp.552-553）

この引用の主題は、各国の主権者が他国に対して自然法を遵守するよう義務づけられているということであるが、自然法が「市民的政府を持たない人々に命令するのと同じ法」と述べられているため、この引用から神が自

然状態におかれた人々をどのように義務づけているかを読み取ることができる。この引用のポイントは、以下の二点である。第一は、ホッブズにおいて、良心が自然的正義（自然法）の法廷とみなされ、それが神によって支配されていることである[2]。第二は、人々に自然法遵守を義務づける根拠として、神が王たちの王、すなわち人間の世界における君主たちの王であると挙げられていることである。つまり、この引用では、第一のポイントで、神が人々を自然法の遵守へと義務づける方法について、第二のポイントで、その根拠について述べられているといえる。

この第二のポイントは、前節で参照した、「それによって人々を治め、彼の法を破棄する人々を処罰する自然の権利」（L ch.31 / pp.558-559）を神が持つと認めるウォーレンダーの全能性の議論と重なっている。ホッブズは、神が抵抗し得ない力を持って人々を支配することを「全能性に由来する神の主権的権利」と言い換えることから（L ch.31 / pp.558-559）、自然法遵守の義務の根拠となる全能性や力を、王の主権になぞらえているのである。

そこで、以下では、神が人々を自然法の遵守へと義務づける方法について述べられた、第一のポイントを検討する。自然的正義（自然法）の法廷が良心であり、それが神によって支配されているということは、いかなることであるのか。ホッブズは、「自然法は良心において常に義務づけるが、結果については安全保障があるときにのみ義務づける」という見出しを付した箇所で、次のように述べている。

> 自然法は、内面の法廷において義務づける。言い換えれば、自然法は、それらが行われるべきだと欲するように拘束する（bind）。しかし、外面の法廷において、すなわちそれらを実行するように、常には拘束

2 『リヴァイアサン』において自然的正義（Naturall Justice）という表現は四回しか使用されないが、それらのいずれにおいても自然法の言い換えとみなしうる（L ch.26 / pp.424-425, L ch.30 / pp.532-533, L ch.31 / pp.574-575）。

> しない。というのも、ある人が内気で御しやすく、彼がするあらゆる約束を、他の誰も履行しないような時と場合において履行するとすれば、それは彼自身を他人の餌食にし、彼自身の確実な破滅をもたらすだけであって、そのことは自然の保存に向かうすべての自然法の基礎に反するからである。（L ch.15 / pp.240-241）

ホッブズによれば、自然法へ義務づける二つの法廷があり、人々は内面の法廷と外面の法廷のそれぞれにおいて自然法の遵守へと拘束される。そして、ホッブズは、この内面の法廷と外面の法廷を、この箇所の見出しにある「良心」と「結果」にそれぞれ対応させていると思われる。人々は、良心においては、自然法を遵守するよう恒常的に欲求させられる一方、結果においては、自己の生命が脅かされない場合に自然法を遵守するよう義務づけられる。これら二つのうち、前者が、神によって支配された良心の法廷における、自然法遵守の義務だといえる。

したがって、良心の法廷は、以下のケースも自然法遵守の義務違反だとみなす。

> そして、内面の法廷において拘束する法は何であれ、その法に反する事実（fact）によってのみならず、法に従った事実によっても、人がその行為は法に反すると考える場合、犯されたとされなければならない。というのも、この場合、彼の行為は法に従っているとしても、彼の狙いは法に反することであり、それは、義務が内面の法廷におけるものであるところでは、違反なのだからである。（L ch.15 / pp.240-241, 強調は引用者）

ここでは、自然法に違反したいという欲望を持つことが、自然法を遵守したという結果を伴う場合にも義務違反となると述べられている。これは、人々は神によって、良心において自然法を遵守したいと欲するように拘束

されていることが前提となっているといえる。

ここでさらに、自然法を遵守する欲望は、具体的にはどのような欲望であるかを確認しておこう。自然法は、先に見たホッブズの定義によれば「彼の生命に破壊的なこと、もしくは同じものを維持する手段を除去することを行うこと、また、それによって彼の生命が最も維持されうると彼が考えることを控えることを禁じ」る、「理性によって発見された教え」である（L ch.14 / pp.198-199）。このことから、自然法を遵守する欲望は、自己保存のために考えられる限り全力を尽くすという理性の指示内容を実行する欲望だといえる。

以上をまとめると、神による自然法遵守の義務づけは、神が自らの全能性によって人々を支配することから生じている。そして、神は人々の良心を支配することで、この義務づけを行っている。さらに、この義務の内実は、自然法を遵守する欲望を持つように導く理性によって指示された、自己保存のために全力を尽くす欲望を持つようにさせるという、人々に対する拘束である。

2.2　シュナイウィンドの解釈

次に、シュナイウィンドは、ウォーレンダーと同様に、自然法が人々を義務づける法として認識される余地を認めている。

> いかに生存するかについての理性の命令が、自己保存に関する唯一の公理だと主張することによって、ホッブズは道徳を宗教と結びつける。神がそれらの公理に従うよう指示していると我々が考えない限り、それらの公理は法と呼ばれ得ない。（Schneewind 1998, p.95 / 邦訳 138 頁）

しかし、シュナイウィンドは、自然法遵守における義務の根拠（正当化）を以下のように否定する。

> 拘束力と動機づけに関するホッブズの説明は、義務における正当化と動機づけとのどんな区別も排除する。自然法に従う必然性の下にあることは、主権者の法に従う義務を持つのと同じように、存在する唯一の種類の必然性と関わっている。この必然性は、原子の運動の決定における必然性と同じものである。良心という義務も何ら異ならない。自然法がなぜわれわれにとって重要なのかをいったん理解すれば、良心とは、我々を含む万人が自然法に従って生きようとする、われわれが必然的に持つ欲求であるにすぎない。（Schneewind 1998, p.91 / 邦訳 132 頁）

シュナイウィンドはここで、自然法遵守への義務づけ（拘束）を二通りに述べている。一つは、必然性としての自然法遵守への義務づけであり、もう一つは、すでに確認した、良心における自然法遵守の義務づけである。

一つ目の必然性としての自然法遵守の義務づけについて、シュナイウィンドは義務を存在する唯一の種類の必然性と同一視する。シュナイウィンドによれば、ホッブズにおける必然性とは、「「石はなぜ落下するかということと全く異ならない、本性のある何らかの衝動によって」、我々が主要な悪とみなしているもの、つまり死を誰もが避け」るといったものである（Schneewind 1998, p.89 / 邦訳 130 頁）。すなわち、シュナイウィンドは、死を避ける自己保存への欲望を人間本性だと解釈し、自己保存への欲望を持つことである自然法遵守の義務づけを、人間本性から生じる動機づけへと還元している。そして、二つ目の良心における自然法遵守の義務づけも、良心そのものが人々の自己保存欲求にすぎないとして、義務を動機づけへと還元している[3]。

3　この第二の解釈には、シュナイウィンドが別の箇所で、ホッブズにおける良心を、あくまでも個人の判断にすぎないものとして解釈していることが関係している。（Schneewind 1998, p.94 / 邦訳 136 頁）

このように、シュナイウィンドは自然法遵守の義務を動機づけへと還元するが、その理由は、以下のように、彼がホッブズにおける義務と動機づけ理由の関係を重視するからであろう。

> ホッブズが言うように、「自分の行為から起こったのではない義務など誰にも」ない……。義務づけられること、あるいは義務に拘束されることは、自らを（どの他人に対してかが明確であろうとなかろうと）他人に対する義務の下におく自己制限から自分が利益を得るだろうという信念から生じる。（Schneewind 1998, p.90 / 邦訳 132 頁）

ホッブズは、あらゆる義務が自らの行為から生じると述べる。そのことから、シュナイウィンドは、義務が自己利益という動機づけ理由から生じることに着目する。そして、自然法遵守の義務もまた、自己保存という欲望から生じると述べるのである。

さらに、シュナイウィンドは、神による義務づけという義務の根拠をホッブズの自然法論から徹底的に剥奪していく。

> ホッブズは、神に依存しないような拘束力を持つ命令を我々は理性によって教えられると考えることで、グロティウスに同意する。法に命令が必要だとしても、義務にとって命令は不要である。ホッブズは実際、神が命令するのは、我々の自己保存に必須であると理性によって示されることだけだと主張している。……自然法の法的資格にどのような役割があるのかはさほどはっきりしない。（Schneewind 1998, pp.96-97 / 邦訳 141 頁）

シュナイウィンドは、ホッブズが自然法の拘束力の源泉として神を措定していないと解釈する。確かに、神の命令は理性の指示内容と同じことを命じるが、シュナイウィンドによれば、自然法の遵守へと拘束するものは理

性である。シュナイウィンドは、自己保存を指示する理性が自然法の遵守へと拘束することから、自然法が神の命令に基づく法である必要を無視するのである。

このように、シュナイウィンドが自然法の法的資格を等閑視するのは、「神は本性――我々の法の強制力がそれに由来している――をもたない」（Schneewind 1998, p.100 / 邦訳 146 頁）という別の指摘とも関連する。シュナイウィンドは、神が法的拘束力を発する主体となり得ないと解釈しているのである。この指摘は、おそらく『リヴァイアサン』の次の二つの箇所から生じうる矛盾に由来している。それは、法すなわち命令が発話者の意志のみを考慮するものであり、発話者の利益を要求するものとして規定されているにもかかわらず（L ch.25 / pp.400-401）、神が欲望や意志と言った情念を持たないものとして規定されていることである（L ch.31 / pp.566-567）。このことから、神は法によって人々を拘束するのに不適格となり、自然法の義務の根拠を実質的には与えていないことになってしまう。以上から、シュナイウィンドは、自然法遵守の義務の源泉としての神を否定することで、義務を人々の自己利益とそれを導く理性の指示に基づける。

3　自然法遵守の義務の認識

では、義務の根拠と動機づけをめぐるウォーレンダーの解釈とシュナイウィンドの解釈の対立は、何に起因するのだろうか。本稿は、その手がかりが神の認識方法の相違にあると考える。以下では、第一に、自然法遵守の義務を動機づけに還元することがホッブズ解釈として不適切であることを明らかにし、シュナイウィンドの解釈を否定する。第二に、その議論と関連して、自然法遵守の義務の根拠に信仰を据えるウォーレンダーの議論を補強する。その上で、第三にウォーレンダーの解釈を擁護可能とする前提として、ホッブズの言う「義務づけ」に二つの位相があることを指摘する。

3.1　神への尊敬

まず、自然法が法と呼ばれるのは、自然法を神の言葉として考察する場合に限られる（L.ch.15 / pp.242-243）と明示されていることに改めて着目してみよう。

> これらの理性の指示を、人々は法という名で呼ぶのが常であるが、適切ではない。というのも、それらは彼ら自身の保存と防衛に導くものに関する結論か定理にすぎず、一方法は、適切には、権利によって他の人々に対する支配力を持つ者の言葉だからである。しかし、なお、もし我々が同じ定理を、権利によってすべてのものを支配する神の言葉のうちに述べられたものとして考察するならば、それらは適切に法と呼ばれる。（L ch.15 / pp.242-243）

ホッブズは、神の言葉のうちに述べられたものとして考察するならば、理性の指示は「適切に法と呼ばれる」と明言している。それゆえ、神は法によって人々を拘束するのに不適格であるとみなすシュナイウィンドの解釈は、ホッブズに言わせれば不適切であるといえる。ホッブズが自身がそのように考えうる理由は、次の一節に見出される。

> 人々が彼らの自然理性の原理から神の属性を討論するならば、彼らは神を不名誉にするにほかならない。というのも、我々は、神に与える属性において、哲学的真理を表そうと考えるべきではなく、できるだけ大きな尊敬を彼に対してなそうとする、敬虔な意図を表そうと考えるべきなのだからである。（L ch.31 / pp.568-569）

ホッブズによれば、人間の理性によって神の属性を語り尽くすことはできない。そして人間がなすべきなのは、ただ神への尊敬を十分に表すことな

のである。この神への尊敬を十分に表すためには、理性の能力は不十分である。したがって、我々は確かにシュナイウィンドのように、神の義務づけの能力を否定することはできるが、ホッブズはそのように自然理性を用いて神の属性を考えること自体を否定しているのである。

さらに、ホッブズは上記の引用とともに、神に対する最大限の尊敬とは何かについて、以下のように述べる。

> 彼〔神〕の法への（すなわちこの場合には自然の法への）従順は、全ての中で最大の崇拝である。……そしてこれらが、自然理性が私人たちに指図する神への尊敬の法である（L ch.31 / pp.570-571）

つまり、ホッブズの考えによれば、神を尊敬するための法が自然法遵守を命じている。なぜなら、自然法を遵守することが神に対する最大の尊敬の表示だからである。したがって、人々はまさに神を尊敬するために、神による自然法遵守の義務づけを認め、自然法を遵守するのである[4]。

3.2　意見や信仰に基づく自然法の遵守

以上から、ホッブズは、神を讃えるという目的のために、理性の指示である自然法を法として遵守する義務の根拠を導いている。そして、ホッブズの考えに従えば、この義務の根拠を認めるためには、理性をあえて使用しないことが必要だろう。ホッブズ自身、神への尊敬は、神の力や善良さについての「見解」（thought）や「意見」（opinion）のうちにあると主張する。

4　本稿 1.2 で確認したように、ウォーレンダーは神の命令に基づく自然法遵守の義務を、神的サンクションの回避によって動機づける。しかし、理性が神への崇拝を指示することそれ自体が、自然法遵守の動機づけの役割を果たしうることをここで指摘しておきたい。

> 尊敬は、他人の力及び善さについての、内面的な見解や意見の中にある。したがって、神を尊敬することは、彼の力と善さをできるだけ高く考えることである。そしてその意見について、人々の言葉や行為に現れた外的な印が、崇拝と呼ばれる。（L ch.31 / pp.560-561）

では、まず理性の指示を法とする命題が、なぜ意見（や見解）と称されるかを確認しよう。ホッブズによれば、学（すなわち推論（L ch.5 / pp.72-73））と称されるための条件は、論究が言葉の定義から開始されること、定義が三段論法へと正しく接合されていることである。それに対して、この二つの条件のどちらか、または両方を満たしていない場合には、論究は意見と称される（L ch.7 / pp.98-101）。

ここで、理性の指示が法であるとする引用を改めて参照しよう。

> これらの理性の指示を、人々は法という名で呼ぶのが常であるが、適切ではない。というのも、それらは彼ら自身の保存と防衛に導くものに関する結論か定理にすぎず、一方法は、適切には、権利によって他の人々に対する支配力を持つ者の言葉だからである。しかし、なお、もし我々が同じ定理を、権利によってすべてのものを支配する神の言葉のうちに述べられたものとして考察するならば、それらは適切に法と呼ばれる。（L ch.15 / pp.242-243）

理性の指示が法であるということは、適切ではないと最初に述べられている。この記述は、後に続く理性の指示の内実と、法という言葉の定義から導かれている。すでに何度か触れたように、ホッブズは、理性の指示が法であるという命題は神の言葉のうちに述べられたものとして考察するという条件でのみ適切であると述べる。そして、3.1 で確認したように、この条件では、理性によっては神による自然法遵守の義務づけは導かれ得ない。

したがって、理性の指示が法であるという命題は、論究が言葉の定義から開始されていないことと、定義が三段論法へと正しく接合されていないという二つの理由から、意見であるといえる。

では、この意見はどのように獲得されるのか。

> ある人の論究が定義から開始されず、彼自身の中でいくつかの他の熟考から開始された時、それはなお意見と呼ばれる。もしくは、ある人が、真理を知るためのその人の能力について、欺かないことにおけるその人の正直さ（honesty）について疑わない他の人がいくらか言ったことから〔ある人の論究が〕開始された時、論究はその物事（the Thing）についてではなく、むしろその人物についてのものである。そして、その帰結（resolution）は信念（Beleef）や信仰（Faith）と呼ばれる。（L ch.7 / pp.100-101）

このように、ホッブズは自分自身の熟考から定義を経ずに論究が行われた場合、それは意見であると定義する。一方、論究が他人の発言から開始された場合、それは信念や信仰であると定義する。したがって、理性の指示が法であるとする命題を、その人自身が導き出した場合は意見であり、その人が他の人を信じて受け入れた場合は信念や信仰であるといえる。そこで、ホッブズはどちらを想定していたかといえば、おそらく後者の信念や信仰であると思われる。

> 神自身からの直接の啓示を受けることなく、我々が聖書を神の言葉であるということを信じるとき、我々の信念、信仰、信頼は教会に対するものである。我々はその教会の言葉を、教会の中で受け入れ、獲得するのである。そして、預言者が神の名において彼らに述べることを信じる人々は、その預言者の言葉を受け入れることで、預言者に名誉を与えているのであり、彼が真の預言者であれ、偽の預言者であれ、

> 彼が述べることの真理に関して、彼において信頼し、信じるのである。（L ch.7 / pp.102-103）

人々が神による自然法への義務づけという事実についての意見を聖書から受け取る場合、それは教会に対する信仰を意味する。このように、理性の指示が法であるという命題が意見であるならば、その意見を持たない人々は、理性の指示を自らの自然法、すなわち神による義務とみなさない。それゆえ、自然法が規範として機能する正当化理由を神の全能性に基づけるには、じつのところ、限界がある。したがって、人々が理性の指示である自然法を法として遵守するためには、人々が教会に対する信仰をもたなければならないのである。

さらに、ホッブズは、意見が「時には背理や意味のない言葉において、理解される可能性なしにではあるけれども、語られた幾分かの真理についての意見と称される」（L ch.7 / pp.100-101）と主張する。このように、意見が（幾分かではあっても）真理についてのものだと人々に認められるならば、理性の指示が法であるという命題が根拠なしに受け入れられざるを得ないことになる。ホッブズは、神の信仰に関して、そのような事態を認めている。

> 信仰箇条（the Creed）の場合、「信じること」（Beleeving in）は、人格に対する信頼ではなく、その教義の告白と承認（Confession and acknowledgement）を意味する。というのも、キリスト教徒だけでなく、あらゆる種類の人々は、神が言うと彼らが聞くことを、理解しようともしなくとも、すべて真実として保持するというように神を信頼するからである。〔信じることは〕いかなる人格に対しても、どのようなものであっても抱かれうる、あらゆる信仰と信頼である。（L ch.7 / pp.102-103）

人々は、神を信じることにおいて、神の発言とされる内容を全て真実とみなす。そこには神の発言への理解が伴わなくてもいいと、ホッブズは認めているのである。

3.3　拘束と義務

しかし、自然法遵守の義務の根拠を意見や信仰とする解釈に対しては、以下のような反論が提出される[5]。ホッブズは、生命のない物体、非理性的な被造物、そして無神論者と人類に対する神の配慮を認めない者たちを、神の統治の及ぶ領域から除外する（L ch.31 / pp.554-555）。その際にホッブズは、「自分の臣民を彼の言葉によって、それに従順であるものには報酬を約束し、従順でないものを処罰で威嚇することによって統治するものだけが、正統に治めると言われる」と統治の定義を行う（L ch.31 / pp.554-555）。したがって、信仰ではなく理性によって、神の存在と、自然法の破棄を現世における因果応報とみなす自然的処罰による神の統治を認める者たちも（L ch.31 / pp.572-573）、自然法遵守の義務の根拠を持つ者として数え入れうるのではないか。

このような反論に対して、自然法遵守の義務の根拠を意見や信仰とする解釈は、どのように擁護されるだろうか。その手掛かりとなるのは、以下の一節である。

> 言葉によって支配することは、そのような言葉が明らかに知らされることを要求する。……神の言葉の他の二つの種類である、理性的なものと預言的なものとの違いから、二重の王国、すなわち自然的、預言的王国が神に帰される。自然的〔王国〕とは、そこにおいて神が人類

5　木島 (1999) はこの解釈によって、ウォーレンダーの解釈への反論を提示している。

> のうちで彼の神慮を認める限りの多くの者を、正しい理性の自然的な指図によって統治する。そして、預言的〔王国〕とは、そこにおいて、神が一つの特定の国民（ユダヤ人）を彼の臣民として選び出し、彼らをそして彼らだけを、自然理性によってのみならず神が彼の神聖な預言者たちの口によって彼らに与えた実定法によっても統治するのである。（L ch.31 / pp.556-557, 強調は引用者）

ホッブズによれば、神は正しい理性の自然的な指示、すなわち自然法によって、神慮を認める人々を統治する。一方、預言を通じた信仰によっては、神の実定法によるさらなる統治が導かれる。そして、ここでの神の実定法とは、「神がそれらを宣告するように権威づけた人々によって、宣告される」法である（L ch.26 / pp.442-443）。そこで、人々は、神の自然的王国の臣民として理性の指示としての自然法の統治を被るだけで、自然法遵守の義務の根拠を持ち、信仰は余計なものであるようにも見える。しかしながら、神の統治としてここでホッブズが述べているのは、2.1 で明らかにした、神が理性から自然法を遵守するよう、各人を内面の法廷を統治するという拘束の内実そのものについてである。人々は、神によって自然法たる理性の指示を遵守するよう拘束されるが、3.1 で明らかにしたように、この神の拘束を理性によって認識することは不可能である[6]。

さらに、注目すべきであるのは、次の一節である。

6　自然法の破棄を現世における因果応報とみなす自然的処罰による神の統治は、理性によって神の拘束を認識する根拠にはなり得ないことについても述べておく。ホッブズは、ヨブの例を引きつつ、神が人々の罪の有無に依存せず、恣意的に処罰を下すことができると述べている（L ch.31 / pp.558-561）。このことから、自然法の破棄から帰結する自然的処罰を下す者として、神を人々の統治者とみなすことは、神の抵抗し得ない力を過小評価することとなり、誤った推論に陥ることとなってしまうのである。

> アブラハムは、彼自身と彼の子孫を、特定の方法で神の実定法（Gods positive Law）に臣従するよう（というのも道徳法（Law Morall）に彼は以前に義務づけられていたの（obliged）だから）、忠誠の誓約によって義務づける。（L ch.35 / pp.636-637）

ホッブズの考えでは、神による義務づけは、人々の義務の認識の有無に関わらずなされる。道徳法（自然法）への義務づけは、アブラハムが信仰によって神の預言的王国の臣民となる以前から継続するものとされる。この義務はいわば拘束であり、義務の自覚を持たない人々をも拘束することができる。このように拘束された状態において、人々が義務を認識するためには、理性ではなく、信仰が新たに必要なのである。したがって、自然法遵守の義務を根拠づけるものは、あくまでも信仰による神の認識であると、先の反論に応えることができるのであり、そのような仕方でウォーレンダーの解釈を擁護することもできるのである[7]。

このことから、最後に、ウォーレンダーの解釈を維持する道具だてとして、ホッブズの自然法論において、自然法遵守の「義務づけ」に二つの位相があることを指摘しておきたい。神は、自らの全能性により、理性に従って自然法遵守への欲望を持つよういわば拘束する。そして、人々は、神による自然法遵守への拘束を、神を崇拝するために、信仰や意見によって義務として改めて認識し、それに従う。このように、ホッブズの自然法論においては、人々が自然法遵守へとたんに拘束されることと、自然法遵守を義務として自覚し、それに従うことには大きな隔たりがある。したがって、ホッブズにおける自然法遵守の義務の根拠の存在は、「義務づけ」の二つの位相を理解することではじめて明らかになるともいえる[8]。

7　本稿 3.2 に依拠するならば、人々が神との契約前に自然法へと義務づけられていたという文言は、人々が神の全能性を讃えるために、後付けで見出した意見や信仰だと位置づけられるだろう。

8　このような解釈は、信仰や意見も一つの行為であると考えれば、シュナイウィ

おわりに

本稿では、ホッブズにおける自然法遵守の義務の根拠の存在を論証するため、ウォーレンダーによる解釈を補足し、その擁護を試みた。その方法として、まず、神による自然法遵守の義務づけの方法と内実を明らかにすることを試み、自然法遵守の義務が、自然法遵守を動機づけるように拘束するものであることを指摘した。その上で、自然法遵守の動機づけを拘束する義務に、もはや義務としての性格を認めないシュナイウィンドによる解釈を取り上げ、その解釈の根拠となる理性を通じた神の認識が、ホッブズによって不適切であるとされていることを明らかにした。そして、自然法遵守の義務の根拠が信仰や意見に依拠することは、ホッブズ自身がそれらの真理性を擁護することからも整合的な解釈であると指摘した。最後に、ウォーレンダーの解釈の擁護を通じて、自然法遵守への「義務づけ」に、たんなる拘束と義務として自覚という二つの位相があることを指摘した。

ンドや他の解釈者が注目する、「自分の行為から起こったのではない義務など誰にも」ないとするホッブズの義務の規定とも整合的である。なおこの箇所は、従来はホッブズの自然法遵守における義務を否定し、実定法や人々の合意にのみ規範性を認める解釈が論拠としてきた箇所である（cf. Gauthier (1969)、Oakeshott (1975)、Pettit (2008)、藪本 (2012) など）。また、ホッブズによれば、自然法の中心が誠実（faith）の蹂躙の禁止であり、ここから「我々の間での相互的契約によって我々の上に設立した、我々の政治的主権者たちに服従せよ」と命じられる（L ch.43 / pp.932-933）。したがって、実定法の遵守は、自然法の内の誠実の破棄の禁止によって基礎づけられている。この２点、すなわち自己の行為に由来する（拘束ではなく）義務と、自然法による実定法の基礎づけから、ウォーレンダーの解釈の後半の、道徳的義務による政治的義務の基礎づけは可能であるといえる。

参考文献

L: Hobbes, Thomas (1651) *Leviathan*. Noel Malcolm ed, Oxford: Clarendon Press. 2012.（水田洋訳『リヴァイアサン（１）～（４）』岩波書店）

DC: Hobbes, Thomas (1642) *De Cive*; English trans, *On the Citizen*, R. Tuck and M. Silverthorne eds, Cambridge: Cambridge University Press, 1998.（本田裕志訳『市民論』京都大学学術出版会）

Gauthier, David (1969) *The Logic of 'Leviathan': the Moral and Political Theory of Thomas Hobbes*, Oxford: Clarendon Press.

Oakeshott, M. (1975/2000) *Hobbes on Civil Association*, Indianapolis: Liberty Press.（中金聡訳『リヴァイアサン序説』法政大学出版局）

Pettit, Philip (2008) *Made with Words: Hobbes on Language, Mind, and Politics*, Princeton University Press.

Schneewind, J. B. (1998) *The Invention of Autonomy: A History of Modern Moral Philosophy*, Cambridge: Cambridge University Press.（田中秀夫監訳、逸見修二訳『自律の創成：近代道徳哲学史』法政大学出版局〔一部改訳〕）

Strauss, Leo (1953) *Natural Right and History*, The University of Chicago Press.（塚崎智・石崎嘉彦訳『自然権と歴史』昭和堂）

Warrender, Howard (1957) *The Political Philosophy of Thomas Hobbes: His Theory of Obligation*, Clarendon Press.

Watkins, J. W. N. (1973) *Hobbes's System of Ideas*, Hutchinson.（田中浩・高野清弘訳『ホッブズ その思想体系』未来社）

木島泰三 (1999) 「ホッブズの「神の自然的王国」について：ウォレンダー的解釈への批判」、日本イギリス哲学会『イギリス哲学研究』第 22 号、5～19 頁

藤原保信 (2008)『藤原保信著作集 第 1 巻 ホッブズの政治哲学』新評論

薮本沙織 (2012)「ホッブズ道徳論における責務の問題：コモンウェルス設立のための信約についての考察から」、関西倫理学会『倫理学研究』第 42 号、77～87 頁

（ごうけ・あや　慶應義塾大学大学院文学研究科博士課程）

On the Obligation to Obey the Law of Nature in Hobbes

Aya GOKE

Many scholars have discussed whether the law of nature in Hobbes is moral law and most have concluded that it is not because it is the dictate of reason and people cannot properly call it law. However, I seek to defend Warrender's deontological interpretation that God's command is the ground of obligation in Hobbes's natural law theory. Some scholars have insisted that this ground is invalid, resting on God's nature and our cognition of God in Hobbes. In this paper, I shall show what the obligation to obey the law of nature is and how it can be in Hobbes's system and reinforce Warrender's interpretation dealing with our faith of God and the obligation with regard to God and men. I conclude that the law of nature in Hobbes is validly moral law.